

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
宮 城 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金 専 門 部 会 (第 1 回) 議 事 要 旨

開 催 日 時	令和4年 9月29日(木)	午前10時00分 ~ 午前11時40分
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席3名 定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名 定数3名
	使用者を代表する委員	出席2名 定数3名
主 要 議 題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について (3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて (5) 関係資料の説明について (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について (7) 金額審議について (8) その他 	
議 事 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に柳井委員、部会長代理に内藤委員が選出された。 (2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年9月29日とすることとされた。 (3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとされた。審議資料は、原則公開とされた。 (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出はなかった旨報告された。 また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認めた場合は、その時判断することとされた。 (5) 関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。 (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員より、 「鉄鋼産業は、付加価値と生産性の高さ、労働分配率の低さなど特定最賃引上げの余地がある。産業の魅力を高めて人材を確保する観点、非正規雇用労働者の処遇改善を図る観点、産業の発展を図る観点から、特定最低賃金の引上げが必要である」旨の主張があった。 使用者代表委員からは、 「鉄鋼市場は、総じて弱含みであり、鉄鋼業の経営状況は、原材料価格の高騰、当面の経済及び鉄鋼需要の下振れリスクなどがあり、先行きは不透明である。鉄鋼業の特定最低賃金水準は、地域別最低賃金より高い水準が必要と認識しているが、経営体力の弱い中小企業、小規模零細企業の実態を踏まえながら対応していくことが必要である」旨の主張があった。 	

(7) 金額審議について

○労働者側より 38 円引上げの提示。

根拠は、鉄鋼業の労使協定の最低賃金が 1,066 円、現在の特定最賃 953 円との差 113 円、これを 3 年かけて解消するため。

○使用者側より 19 円引上げの提示。

根拠は、経団連調べの春季賃上妥結状況、中小企業の賃上率 1.97%。

(8) その他

事務局より、第 2 回目以降の審議日程について説明があった。